

三田市においては、昭和56年以降に始まったニュータウン開発に伴う人口の一斉流入の影響により今後急速に高齢化が進み、これに伴い認知症の人も増加していくことが見込まれます。

認知症は、自分自身、家族、友人など、誰もがなり得る可能性のある身近な病気です。また、認知症には65歳未満で発症する若年性認知症もあります。

認知症の人が自分らしさを保ち住み慣れた地域で暮らし続けるためには、早い段階で発見し適切な治療を受けることや周りの人の理解やサポートが必要です。

そのためには、地域で暮らし、学び、働く人、子どもから大人まで全ての人が認知症に関する正しい知識、理解、そして自分事としての認識を持ち、認知症の人及びその家族等介護者(以下、「家族」と言う。)の視点を重視しながら、パートナーとして共に支え合う共生のまちづくりを進めていかなければなりません。

これまで三田市では、地域組織、医療・介護サービスなどの関係機関との連携による支援体制を構築するとともに認知症サポーターの養成を進めてきました。

また、市内では認知症の人が「ひょうご認知症希望大使」として自身の体験や思いを講演会、会議等で語ることにより、市民、事業者等の認知症に関する理解を深めていく活動も始まっています。この活動の推進に共に取り組み、発信の機会を拡充することで、その思いや希望を共生のまちづくりに反映することが必要です。

私たちは、市、市民、事業者、地域組織、関係機関、認知症の人及びその家族との連携をさらに強固なものとし、認知症の人が社会の一員としての役割を持ち、自分らしく暮らし続けられることが「あたりまえ」である、認知症の人と共に生き支え合うまちを目指してこの条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、認知症の有無に関わらず、全ての市民が共に支え合い、希望と生きがいを持って生きていける共生のまちづくりへの基本理念を定め、市の責務並びに市民、事業者、地域組織及び関係機関の役割を明らかにするとともに、認知症施策の基本となる事項を定めることにより、認知症施策を総合的かつ計画的に推進し、もって認知症の人及びその家族が安心して生活できるまちの実現に資することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるものとします。

- (1) 認知症 アルツハイマー病その他の神経変性疾患、脳血管疾患その他の疾患により日常生活に支障が生じる程度にまで認知機能が低下した状態をいいます。
- (2) 認知症サポーター 認知症サポーター養成講座を受講し、認知症について正しく理解したうえで、地域や職域で認知症の人やその家族を温かい目で見守る応援者をいいます。
- (3) パートナー 認知症の有無に関わらず同じ社会の一員として地域を共につくる仲間をいいます。
- (4) 市民 市内に居住、通勤又は通学する者をいいます。
- (5) 事業者 市内において事業を行う企業、その他の団体又は個人をいいます。
- (6) 地域組織 自治区・自治会等一定の区域に住所を有する住民の地縁に基づいて形成された団体、特定の地域課題の解決にあたる団体若しくは団体等の相互連絡基盤となる団体又は組織をいいます。
- (7) 関係機関 医療・介護サービスを提供する事業所又はその他認知症の人及びその家族を支援する機関をいいます。
- (8) 認知症予防 認知症になることを遅らせる、又は認知症になっても進行を緩やかにすることをいいます。

(基本理念)

第3条 市、市民、事業者、地域組織及び関係機関は、次に掲げる基本理念に基づき、共に支え合う共生のまちづくりを進めます。

- (1) 認知症の人の意思が尊重され、希望と生きがいを持って、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられること。
- (2) 認知症の人及びその家族が安心して地域社会で生活を続けられること。
- (3) 認知症への正しい知識と理解に基づき、それぞれの役割を認識し、相互に連携して取り組むこと。

(市の責務)

第4条 市は、この条例の目的を実現するため、認知症に関する施策を総合的かつ計画的に実施します。

2 市は、認知症に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じます。

3 市は、認知症に関する施策の実施にあたっては、認知症の人及びその家族の視点を尊重するとともに、市民、事業者、地域組織及び関係機関と連携及び協力して取り組みます。

4 市は、認知症に関する普及啓発、認知症の人及びその家族が安心して相談できる体制づくり及び交流できる環境づくりに取り組みます。

(市民の役割)

第5条 市民は、誰もが認知症になり得ることを認識し、認知症に関する正しい知識を持ち、認知症の人と共に生きていくことへの理解を深めるよう努めます。

2 市民は、認知症の人及びその家族が安心して暮らし続けることができるよう、交流、見守り等市民相互の支え合い活動に積極的に取り組むよう努めます。

3 市民は、予防を含めた認知症への備えに努めるとともに、市、事業者、地域組織及び関係機関が実施する認知症施策又は取組に協力するよう努めます。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、その従業員が認知症に関する正しい知識を持ち、理解を深めるために必要な教育・研修等の機会を設けるよう努めるとともに、認知症の人に配慮したサービスの提供を行うよう努めます。

2 事業者は、認知症の人及びその家族が働きやすい環境で就労が継続できるよう努めるとともに、認知症の人の特性に応じた配慮を行い、社会参加又は社会で活躍できる機会の創出に努めます。

3 事業者は、市、地域組織及び関係機関が実施する認知症施策又は取組に協力するよう努めます。

(地域組織の役割)

第7条 地域組織は、認知症に関する正しい知識を持ち、理解を深めるとともに、認知症の人の見守り又は認知症予防に資する交流若しくは活動ができる居場所づくりに積極的に取り組むよう努めます。

2 地域組織は、市、事業者及び関係機関が実施する認知症施策又は取組に協力するよう努めます。

(関係機関の役割)

第8条 関係機関は、認知症に関する専門知識及び技能の向上に努め、市、事業者及び地域組織が実施する認知症施策又は取組に積極的に協力するよう努めます。

2 関係機関は、認知症の人の状態に応じて、適時かつ適切なサービスを受けることができるよう、相互に連携するよう努めます。

3 関係機関は、認知症の人及びその家族に対する相談体制を整えるよう努めます。

(普及啓発の推進)

第9条 市は、市民、事業者及び地域組織が認知症に関する正しい知識を持ち、理解を深めることができるよう、必要な広報及び啓発活動を行うとともに、認知症の人及びその家族の思いを発信します。

2 市は、事業者、地域組織、教育機関等と連携し認知症サポーター養成講座、その他認知症に関する研修等を開催し、幅広い世代に対して認知症に関する正しい知識の普及及び理解の促進を図ります。

3 市は、若年性認知症に関する正しい知識の普及及び理解の促進を図るとともに、若年性認知症の特性に配慮した就労、社会参加に関する支援の推進等、若年性認知症の人及びその家族が状態に応じ適切な支援を受けられるよう、必要な施策を実施します。

(医療・介護サービスの提供体制の充実)

第10条 市は、認知症の状態又は家族の介護状況に応じて、適時かつ適切な切れ目のないサービスを提供できるよう、医療・介護サービスの提供体制づくりに取り組みます。

2 市は、地域の通いの場において、仲間づくり又は生きがいづくりを進め、認知症予防の取組を推進します。

3 市は、相談体制の強化、多職種での連携及び情報共有を推進し、認知症の早期対応及び早期支援ができる体制を整備します。

(認知症の人及びその家族への支援)

第11条 市は、認知症の人の尊厳を保ち、認知症の人が自分らしい生活を送ることができるよう、認知症の人の判断能力に配慮した成年後見制度等の権利擁護の取組を推進し、安心して暮らせる環境を整備します。

2 市は、認知症の人が自身の経験や必要としていることを発信する機会の提供を進め、支えられる側だけでなく、支える側としての役割と生きがいを持って生活し、社会参加ができる環境づくりを推進します。

3 市は、認知症の人の家族が孤立せず安心して生活ができるよう相談できる環境及び介護の負担を軽減する支援体制を整備します。

(共に生きる地域づくり)

第12条 市、市民、事業者、地域組織及び関係機関は、連携及び協力し地域で認知症の人を見守る体制づくりを進めます。

2 市、市民、事業者、地域組織及び関係機関は、地域における日頃からの声かけ、見守り等を通じ、共生のまちづくりへの意識醸成、認知症への気づき及び適切な支援につなげる体制づくりを進めます。

3 市、市民、事業者、地域組織及び関係機関は、認知症の人及びその家族が社会での役割又は生きがいを持ち、地域の一員として地域での活動や交流を続けることができる環境づくりを進めます。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

付 則

この条例は、令和5年1月1日から施行する。